

特集 政権交代と子どもの権利条約(1)

子どもの権利基本法の制定を!

ーフォーラム子どもの権利研究2010

2010年3月6-7日、東洋大学において、「フォーラム子どもの権利研究2010」(主催:子どもの権利条約総合研究所)が延べ200人近い参加者のもとで開催された。全体テーマは「子どもの権利の国際的展開と子ども法制の転換ー『子どもの権利基本法』(仮称)の制定に向けてー」とされ、政権交代後の国レベルでの子ども政策、子ども法制の見直し、転換を図ることが課題とされた。

とくに、一日目冒頭で、荒牧重人氏(山梨学院大学教授・子どもの権利条約ネットワーク副代表)から、子どもの権利条約を基本理念にすえた子どもの権利基本法の制定について問題提起がなされた。子どもの権利基本法の立法問題は、1994年の日本政府による条約批准にともなう法制上の懸案事項であり、少年法改正(刑事罰対象の14歳引き下げ等)に象徴される厳罰主義政策(ゼロトレランス)を転換させていく鍵となるものとして注目された。(編集部)

くなぜ、いま子どもの権利基本法なのか>

荒牧氏からは、今回の報告は、具体的な法案の提示ではなく、子どもの権利基本法を作る意義、あり方などについて問題を喚起するものであり、今後皆さんとともに法案づくりを進めるためのものです、と前置きした。

子ども政策の法的根拠となる「基本法」的な存在として、すでに2009年7月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」がある。そこでは憲法と子どもの権利条約の理念に基づいて子ども支援の施策を推進することが明記された(同法第1条)。しかし、そこに示された基本法の枠組みとしての目的、理念、計画、施策・措置、報告制度などについては、子どもの権利の視点から見直していく必要がある。とくに、日本教育法学会の子どもの権利条約研究特別委員会が1995年に取り組んだ「子どもの権利基本法要綱案」(別紙)が注目される。子どもの権利基本法は、「子どもの権利条約が効果的に



フォーラムシンポジウム風景

かつ迅速に実施され、日本および世界において子どもの権利保障が促進される」ために制定するといわれている。

理念上は、要綱案1章1の「子どもは、独立した人格と尊厳性を持つ、権利の享受および行使の主である。」とあるように、子どもを権利の主体、権利行使の主体と捉えたような子ども観の転換が必要である。推進法にあった健全育成の考え方から権利行使主体であることなど、子どもの権利の明文化が求

NEWSLETTER No.99 CONTENTS

特集 政権交代と子どもの権利条約

○子どもの権利基本法の制定を!

ーフォーラム子どもの権利研究2010 /1

・資料:子どもの権利基本法要綱案(抄録) /2

○子ども若者ビジョンの作成へ /4

○政府報告審査に向けて院内セミナー /5

○いよいよ5月末に始まる日本政府報告審査 /6

子ども・若者の意見表明・参加の動き

○4校の高校生による「議論と活動」フォーラム /7

○“子どもによる子どものための活動”が日本で10周年 /8

○わたしたちの意見を聞いてほしい /9

イベント報告

子どもの自己肯定感を高めるために

ー三重県子どもの権利フォーラムの開催 /10

シリーズ 市民活動の「初めの一步」 第1回

おとなの壮大な冒険遊び

ー羽根木プレーパーク30周年創成秘話 /11

本の紹介

逐条解説 子どもの権利条約 /12

められる。要綱案では、子どもの権利の普及のための「子どもの権利の日」の設定が提案されている。すでに川崎市や多治見市では条例で「子どもの権利の日」を実施してきた。この点とかかわり、討論では、この国と地方自治体との役割分担の問題が出された。地方で子どもの権利条例が裁定されてくる中で、国が子どもの権利保障にどのような役割を果たすべきか。子どもの権利基本法に盛り込むべき権利内容が問われた。

<子どもの権利基本法づくりと今後の課題>

また要綱案では、第3章で「子どもの参加権」が掲げられ、「子どもの意見の尊重」と「子どもの参加の権利」が明記され、「子どもは、自らの権利行使能力および自律と自治能力の形成、社会の構成員として子どもの意見と利益の反映、さらに社会における子ども固有の役割の遂行等のために不可欠なものとして、参加の権利を有する。」とし、「子どもは、子ども計画の策定等、子どもにかかわる政策の決定過程に参加する権利が保障される。」とある。この点とかかわって荒牧氏からは、今回の子どもの権利基本法作りにおいても基本法制定プロセスにおいて子ども参加の仕組みをどう整えるか、が課題となると述べた。

このほか子ども基本計画、施策の策定規定と実施主体としての「子ども庁」が提案されている。現代的には子ども省の設置であり、政府内でも検討され始めている。また権利救済をはかる「子どもオンブズパーソン」制度の設置なども提案

された。これらの制度については、子どもの権利条約を国内で実施していくための仕組み、制度論として注目していく必要がある。

<子ども関係法の総合的検討>

フォーラムでは、このほか個別法の検討を行い、「児童福祉法・児童虐待防止法」について、古畑淳氏（桜花学園大学）が「教育基本法・学校教育法等」について、嶺井正也氏（専修大学）が「少年法」に関して、石井小夜子氏（弁護士、子どもと法21）がそれぞれ問題提起し、子どもの権利の視点から子ども法制の総合的な検討が行われた。

<子どもの権利バックラッシュのなかで>

子どもの権利条約が国連で全会一致により採択されて20年、日本が批准して15年、自治体では「子どもの権利条例」が制定され、条約を生かした市民活動、子ども支援の実践も進んでいるが、反面、日本社会では相変わらずの「子どもの権利バッシング」が続いており、子どもには権利より義務・責任を！わがまを助長するな！といった世論を克服できないままになっている。そこでは自治体や市民活動の努力だけでは限界があり、国レベルでのバックアップが不可欠であるといえる。

とくに厳罰主義・ゼロトレランスの進行などに歯止めをかけ、子ども支援主義の政策に転換させていく契機として、子どもの権利基本法の制定は必須の課題になるとと思われる。

資料：

子どもの権利基本法要綱案（抄録）

日本教育法学会子どもの権利条約研究特別委員会

（同学会『子どもの権利基本法と条例』1998年6月、三省堂、所収）

子どもの権利条約が効果的にかつ迅速に実施され、日本および世界において子どもの権利保障が促進されるよう、本基本法を制定する。

第1章 総 則

1 基本理念

イ 子どもは、独立した人格と尊厳性を持つ、権利の享受および行使の主である。子どもは、心身の全面的かつ調和のとれた発達のために特別の保護を受ける権利を持つ。

子どもは、社会の構成員として、社会における積極的な役割とパートナーシップが保障される。子どもは、差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、子どもの生存と発達の保障、子どもの意見の尊重および参加などの諸原則に従い、その権利を総合的かつ現実的に保障される。

ロ 本基本法は、国籍等にかかわらず日本社会に生活するすべての子どもに適用される。とくに困難を状況に置かれている子どもの権利およびニーズについて特別の配慮がなされる。

2 目的

子どもの権利保障に関する理念を法律上明確に規定し、立法・行政・司法等のあらゆる分野において子どもの権利条約の効果的な実施をすすめる。子ども関係法令の指導的規範として、法改正および立法を含む子どもに関する国内法制の整備を推進する。子どもの手続的権利を保障する。また、子どもがかかわる社会のあらゆる場面において子どもの参加を促進する。

子どもの権利条約の実施および子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進するための組織を整備する。

子どもの権利を効果的に救済する制度を創設する。

世界の子どもの権利保障のために国際協力を推進する。そのために、子どもの権利条約に基づいて設置された子どもの権利委員会との連携をすすめる。

3 定義（対象）

本基本法でいう子どもは、18歳未満とする。

4 既存の権利の確保（略）

第2章 国、自治体、親等の義務および責務

1 国、自治体、親等の義務

イ 国は、子どもの権利条約および本基本法の目的を達成するために、関係法令の改正または制定をはじめとてあらゆる適切な立法・行政その他の措置をとる。

自治体（地方公共団体）は、子どもの権利保障における重要な役割を自覚し、子どもの権利条約および本基本法の趣旨と規定に則り、その地域の子どもの権利保障およびニーズにふさわしいあらゆる措置をとる。

国および自治体は、子どもの権利条約および本基本法の目的を達成するために相互協力するものとする。また、国は自治体間の相互協力がすすむように適切な措置をとる。

ロ 親（保護者）は、子どもの養育と発達に第一義的責任を有するとともに、子どもの権利の適切な行使にあたって指示と指導する義務および権利を持つ。親（保護者）は、その責任を果たすのに必要な援助とサービスを受ける権利を持つ。また、家族は子どもの養育と発達に必要な保護および援助を受ける権利を持つ。

親（保護者）ならびに子どもにかかわるすべての者とともに学校教職員および社会教育・子ども福祉・少年司法等に従事する者は、子どもの最善の利益を第一義的に考慮して活動する。

2 財政上の措置（略）

3 子どもの権利の日（略）

4 年次報告（子どもの権利白書）等（略）

第3章 子どもの参加権および手続的権利の保障等

1 子どもの意見の尊重

国は、子どもの意見表明権を保障するために必要なあらゆる立法・行政・司法その他の措置をとる。子どもの意見表明については、その子どもにふさわしい方法・場所および雰囲気の下で行われるよう配慮する。

2 子どもの参加の権利

イ 子どもは、自らの権利行使能力および自律と自治能力の形成、社会の構成員として子どもの意見と利益の反映、さらに社会における子ども固有の役割の遂行等のために不可欠なものとして、参加の権利を有する。

ロ 子どもは、子ども計画の策定等、子どもにかかわる政策の決定過程に参加する権利が保障される。このため、国および自治体は、子どもが効果的かつ積極的に参加できるしくみを創設する。

子どもは、子ども関係の施設の設置および運営において意見表明および参加が保障される。子どもは、学校において、子どもにかかわるすべての事柄について子どもの意見表明およびその決定過程への参加の権利が保障される。国および自治体は、この参加のためのしくみをつくるとともに、教育および情報公開を促進する。

ハ 国および自治体は、子どもが政策決定過程等に参加しやすいように財政上および時間上の措置をとる。国および自治体は、子どもの参加能力を向上させるためのプログラムと研修制度をつくる。

3 子どもの手続的権利 以下（略）

4 子どものプライバシーの権利および情報へのアクセス権

5 子どもの立ち直り支援

第4章 子どもの権利保障のための基本的施策

1 子ども基本計画

2 国際協力

3 教育・学習、広報、研修等のための措置

4 民間団体の活動の奨励および連携

第5章 子ども庁および子ども審議会

1 子ども庁

2 子ども審議会

3 自治体における実施および監視機関

第6章 「子どもの権利オンブズパーソン」

1 任務および権限

2 子ども自身のアクセス保障

3 組織 以下（略）

第7章 子どもの権利委員会との連携

補 則

子どもの権利条約に基づく 子ども政策づくりが始動

—子ども・若者育成支援法の制定を契機として

喜多明人(早稲田大学)

2010年7月に、子ども・若者育成支援推進法が制定され、今年の4月に施行される。この法律は、第1条の目的規定で、「児童の権利に関する条約の理念にのっとり・・・総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進する」と定められている点で画期的な意味を有する。これまでの法律では、条約の理念に依拠するという立場を明示的に表明したものはなく、これがはじめてである。

この法律の第8条には、「子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱」を作成しなければならないとあり、副本部長の福島みずほ少子化担当大臣を中心に、今年1月に「子ども・若者育成支援に関するワーキングチーム」が設置され、大綱＝「子ども・若者ビジョン」の作成作業が開始された。

その詳細は内閣府のホームページ(*)を参照されたいが、障害者関係団体や子ども参加など精力的なヒヤリングを進めており、2月26日には、私も子どもの権利条約の視点から「大綱」作成に必要な論点を提示させていただいた。

国連・子どもの権利委員会第2回総括所見においては、その13項で以下のような勧告がなされている。

「青少年育成施策大綱において権利基盤アプローチがとられ、条約のすべての領域が対象とされかつ「子どもにふさわしい世界」と題する2002年国連子ども特別総会の成果文書のコミットメントが考慮されることを確保するため、市民社会および若者団体と連携しながら同大綱を強化すること。」

これまで日本の子ども政策・行政は、教育、福祉、青少年分野などが「縦割り」に分断されてきた。その中で各省庁から寄せ集められた報告＝旧「青少年施策大綱」も「総花的」(新旧理念の混在)にならざるを得なかった。今回、縦割りでも総花でもない、「第三の道」(新しい理念に依拠して総合化＝新大綱作成)に模索されている。少なくとも、子どもの権利条約の視点からの施策の「総合化」をはかることが重要と思われる。

子どもの権利条約は、総合的な子どもの権利法規範であり、子どもの権利の総合的保障、法的保障をはかることが子ども施策推進にとって基本的な課題となる。そのためには、現行子ども法制および子ども行財政の「縦割りの体質」を改めて、子どもの権利を保障していく総合的、横断的な子ども政策・計画の立案・推進・評価・検証を図っていくことが求められる。今回の「子ども・若者育成支援推進法」制定や「子ども・若者ビジョン」の作成は、その第一歩ではあるが、それをさらに強化していくためには、子どもの権利条約に依拠した法的基盤の

整備確立が必要である(荒牧報告「子どもの権利基本法」参照)。

*内閣府のホームページ

ワーキングチーム開催の趣旨

http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/working-team/k_1/pdf/s1.pdf

その他ワーキングチームの資料

<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/working-team/index.html>

子ども・若者育成支援推進法(抜粋)

平成21年7月8日/法律第71号

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

政府報告審査にむけて院内セミナー

—「追加報告」の要請、条約議連の設置などを申し合わせ

玉山京子(いかそう!子どもの権利条例の会)

高木章成(法政大学大学院)

3月4日、緊急院内セミナー「国連・子ども(児童)の権利条約と日本」が衆議院第2議員会館で開催されました。急な呼びかけでしたが、国会議員のほか、子どもの活動の支援者・研究者・市民など約50名が参加しました。

冒頭、呼びかけ人挨拶として早稲田大学の喜多明人教授(NCRC代表)は、

「今年は『国連・子どもの権利条約』が国際発効して20周年に当たります。この記念すべき年に日本は何をすべきでしょうか?」

との問題提起があり、①日本政府は、過去2回(1998年、2004年)の国連・子どもの権利委員会による勧告をほとんど実施しておらず、国内外の子どもの権利関係者から厳しく批判されている、②日本は「国連・子どもの権利委員会に対する個人通報制度」の実現に積極的役割を果たすことが期待されるが、政府は「実現に向けたプロセスを妨げることはしないが、積極的にこのプロセスを主導することもしない」という方針を取っており、国際社会における日本の評価を著しく貶めている、と指摘。今回のセミナーでは、2月3日に行われた国連・子どもの権利委員会による予備審査を受け5月の本審査に向けた提言と、3月11日に迫った国連・人権理事会での「国連・子どもの権利委員会に対する個人通報制度」新決議案提出に向けた提言を、市民社会から提出したい。また、子どもの権利基本法についても提言していきたい、と述べました。

次に、山梨学院大学の荒牧重人教授(NCRC副代表)と子どもの人権連の平野裕二代表委員(NCRC運営委員)から、「第3回日本報告審査に向けて日本がなすべきこと」と題して、国連・子どもの権利委員会による審査と日本政府の対応について概略を述べた後、国会は、条約実施を担う機関であることを自覚し法整備を推進するとともに、政府の条約実施の促進・監視が求められるとして、「国会(議員)に当面望むこと」という次の提言がありました。

5月の第3回報告審査に向けては、①「追加情報」を提出するよう政府に働きかけること、②本審査が有効に行なわれるよう特に政府の代表団が適切に構成されるよう政府に働きかけること、③5月の本審査後に出される第3回総括所見(最終見解)を誠実に履行するよう国会自体が取り組むとともに政府の取り組みを促進あるいは監視すること。

子どもの権利条約(以下CRC)の効果的な実施に向けては、

④条約の効果的な実施を促進あるいは監視する体制、および子どもの権利救済のための独立した「子どもオンブズパーソン」制度を構築するよう政府に働きかけること、⑤子ども施策を効果的かつ総合的に推進するための政府組織=省庁(子ども省)を設置するよう政府に働きかけること、⑥子どもの権利保障を推進する基盤となる「子どもの権利基本法」(仮称)を制定することと国会議員・政府・関係機関・市民・NPO等からなる検討組織の立ち上げを政府に働きかけること、⑦日本と世界の子どもが幸せな生活を送ることができるようCRC推進のための議員連盟・ネットワークを結成すること、⑧CRCの実施に向けて国会議員・政府・関係機関・市民・NPO等からなる「協議会」を定期的に開催すること。

続いて、セーブザチルドレン・ジャパンの森田明彦シニアアドバイザーから、「『国連・子どもの権利委員会に対する個人通報制度』新決議案 at 国連人権理事会」と題して、個人通報制度について定めたCRCの第三議定書になるといいと思う、他の人権条約は既に個人通報制度を持っているのにCRCだけはない、日本は第三議定書採択へのプロセスをブロックしないとするだけでなく積極的に進めるべき、と述べました。(個人通報制度については前号10ページ以下の森田報告を参照。)

これを受けて、8名の国会議員が発言し、チルドレン・ファーストの原則と政府への積極的な働きかけが確認されました。最後に、大河原雅子参議院議員から「新政権では、子ども手当てばかりが騒がれ、理念が薄まっているが、条約に則った子ども政策を訴えていきたい」と決意が述べられ、短い時間ながらも充実したセミナーが閉じられました。



院内セミナー

いよいよ5月末に始まる日本政府報告審査

— 国連・子どもの権利委員会、予備審査で事前質問票を政府に送付

平野 裕二 (子どもの権利条約NGOレポート連絡会議)

子どもの権利条約の実施状況に関する日本の第3回報告書が、武力紛争と人身売買・性的搾取に関する2つの選択議定書についての第1回報告書とともに2008年4月22日に提出されてから、間もなく2年が経つ。これらの報告書に関する国連・子どもの権利委員会の審査が、いよいよ今年(2010年)5月27～28日(第54会期)にかけてジュネーブで行なわれる予定である。

これに先立ち、2月3日、委員会による予備審査(会期前作業部会)が実施された。これは、国際機関やNGOからの情報をもとに、本審査で取り上げるべき優先的問題、締約国政府に求めるべき追加情報等を明らかにするための作業である(非公開)。

日本からは、第1回・第2回審査のときと同様、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議(事務局・子どもの権利条約総合研究所)、日本弁護士連合会、第3回子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会(事務局・DCI日本支部)の3団体代表が出席し、それぞれが提出したNGOレポートに基づく情報提供を行なった。

これに基づいて委員会が作成した事前質問票(論点一覧 List of Issues)の概要は次のとおりである。ここには委員会の主要な関心事項が表れており、本審査でも主にこれらの問題に焦点が当てられることになる。

- (a) 条約実施の前提となる一般的措置(「子どもの権利基本法」の制定、効果的な政策調整機関の設置、人権委員会・地方オンブズパーソン等の権利救済機関のあり方、条約広報措置、市民社会との協力、国際援助における子どもの権利の考慮、前回の総括所見が十分に実施されなかった原因、条約実施における最優先課題など)
- (b) 差別への対応(婚外子・民族的マイノリティ)
- (c) 子どもの最善の利益の考慮(法律および出入国管理・難民関係事案)
- (d) 子どもの意見の尊重の原則の法制化
- (e) 児童虐待・ネグレクトへの対応
- (f) ひとり親家庭の子ども等の生活水準
- (g) 少子化対策の具体的内容
- (h) 暴力、いじめ、ひきこもり、自殺等への対応／子どもの人間関係の支援
- (i) 学力偏重ではないバランスのとれた教育／人権教育(学校での子どもの権利の実践も含む)
- (j) 少年司法

(k) 子どもの性的搾取・人身売買への法的・司法的対応と被害者保護(選択議定書)

(l) 子どもが武装集団等に利用されることの防止(選択議定書)

過去の審査でも繰り返し取り上げられてきた問題がほとんどだが、入管問題(c)や子どもの貧困(f)など、これまで必ずしも十分に取り上げられてこなかった(あるいは審査では触れられても総括所見には反映されなかった)事項も含まれている。また、第2回審査でとくに強調された「権利基盤アプローチ」がほとんど考慮されてこなかったことについても、ふたたび指摘されることになろう。

政府は、事前質問票に対する文書回答を4月6日までに提出するよう求められている。さまざまな問題に関する統計データをはじめ、報告書からは読み取ることの難しい子どもたちの実態を具体的に明らかにするような情報提供が必要である。

なお、委員会は現在2つのグループに分かれて同時に2か国の報告書を審査しているため、日本の報告書は9名の委員によって審査される。条約本体と2つの選択議定書を同時に取り上げるため、審査には、5月27日(木)終日と翌28日(金)午前中の計3会合(9時間)が充てられることとなった。

政府報告書を作成したのは旧政権下の政府であるが、本審査に臨むのは新政権の代表団である。英国の場合、第1回審査は保守党政権の時代に行なわれたが、労働党政権になって以降は審査の雰囲気もがらりと変わり、施策でも子どもの意見表明・参加が重視されるようになるなどの変化が見られた。同様の変化が日本でも起きることを期待したい。



事前審査にのぞむ

4校の高校生で“議論と活動”フォーラム

ユース国際ボランティアフォーラム (YouFo) から

早川 紗希 (横浜国際高校2年)

<フォーラムの趣旨>

神奈川では県下4つ高校の生徒中心に、3月21日、あーすぶらざを会場として、「ユース国際ボランティアフォーラム(第7回YouFo 10:30～16:25)」の開催に向けて準備しています。このイベントは、高校生で企画、運営を行なうフォーラムです。神奈川県立横浜国際高校、神奈川県立追浜高校、神奈川県立逗子高校、神奈川県立神奈川総合高校の生徒が、学校、学年の枠を超えて活動しています。このフォーラムは高校生が行なってきた活動を発表し広める場です。これをやらなければいけないというものがないので、毎年毎年変化します。高校生たちが積極的に企画し、みんなで約半年の時間をかけて準備します。今年度で7回目になります。

フォーラムの活動と目的は「学ぶ・知る→議論する→活動企画(私たちにできること)→実践する→活動を広める」という流れであり、自分たちが議論してきたこと、やってきたことを、同世代の人たちに広め伝えることが大きな目標です。

- ・同世代に向けて、世界の現状を発信する。
- ・活動を通して、国際的な視野を身につけ自分たちも学びながらボランティアに触れる。
- ・夏休みに開催された公益リーダー塾で学習したことを発展させ、より深い知識にする。

<スローガン Think Globally, Act Locally (世界に目を広げ、身近なところで活動しよう)>

「世界の現状を知り、私たちが出来ることを考え、身近なところで少しずつ動いてゆこう」という、YouFo実行委員の思いが込められています。プログラムは以下のとおりです。

◆グループワークの発表

3つにわかれたグループ(環境、子ども、貧困)が、“国際的な視点をもとに行ってきたボランティア活動”を発表します。発表は各グループごとに、来場者の方により身近に実感していただけるよう、それぞれ工夫を凝らした形式で行います。

- ①環境…『ゴミ』をテーマに活動してきました。ゴミの現状を調べたり、保育園に行き遊びを交えながらゴミ分別の大切さを知ってもらいました。当日は模造紙展示をしています。一人でも多くの人に環境について興味を持ってもらえると嬉しいです。
- ②子ども…子どもの権利条約をテーマに活動を行い、小学校でゲームやディスカッションを含めた授業をしました。当日はミニ授業を行います。みなさんも一緒に子どもの権利

条約について考えてみましょう!

- ③貧困…リーダー塾で高校生の視点から考えた『貧困の定義』を元にして、貧困に対する正しい現状を知ってもらいたいという願いから、将来様々な場で活躍できる可能性を持った中学生に授業を行い、その時の様子をYouFoでも再現します。

◆参加型ボランティア

歴代のYouFoに引き続き、今年も1年生によって、“来場者の方と一緒に体験できるボランティア”というコンセプトで発表します。

今回は「妊婦さん体験」を企画しました。お腹におもりをつけ、妊婦さんの生活を体験できます。妊婦さんについてよくわかるよう、展示スペースもあります。男の人も女の人も大歓迎なので、参加してみてください。

◆ワンコインコンサート

ワンコインコンサートは県立神奈川総合高校の有志によるNGOです。ほぼ全て生徒の手によって、ネパールへの奨学金のチャリティコンサートを企画運営しています。この活動を知って“高校生にできるボランティア”について考え直してみましょう!

他にも多種多様なプログラムを展開します。

Ex.)フェアトレード商品販売、青少年ベトナム派遣団報告、マイ箸作り、世界の料理展示など

<おわりに>

現在4校で共に準備を行っており、YouFoを通して他校との連携を強化しています。私の感想としては学校の授業ではやらない知識を身に付けられたり、様々なボランティアに参加でき、この活動に参加して良かったと思います。この活動を通して考え方が変わったり、視野や世界を広げることができました。また他校との協力が大事なので、他校の友達もでき、絆が強まります。同じ意思や目標を持った仲間は将来まで続く関係だと思っています。大変ですが、高校生だけで一から作っていくのが楽しいです!

第7回ユース国際ボランティアフォーラム

地球平和のためユース世代に出来ることを考え、実行してきたことを基に、世界の現状や国際貢献活動への理解・身近さを体験する参加型イベント。

■日 時: 3月21日(日) 10:00～17:00

■場 所: あーすぶらざ

“子どもによる子どものための活動”が日本で10周年

—Free The Childrenを創立したクレイグ・キールバーガー氏が来日



昨年、“子どもによる子どものための国際協力活動”を日本で推進しているNGO団体、フリー・ザ・チルドレン・ジャパン（FTCJ）が創立10周年を向かえた。その10周年を記念したイベントが昨年12月に東京と大阪でおこなわれ、FTCJの母体である国際ネットワークFree The Children（FTC）をわずか12歳で創立（1995年）したクレイグ・キールバーガー氏が来日した。

現在26歳となっているクレイグ氏は、12歳のときに同年代の少年たちが過酷な児童労働に追いやられている世界の現状を知り、「同じ子どもの問題なら自分たちで取り組もう」とFTCを立ち上げた設立当初のことや、それ以後さまざまな年代の人々に世界の子どものおかれている状況を伝えてきたこと、活動を通じて50ヶ国以上の国の子どもたちを訪ね、支援活動に従事してきたことなど、これまでの活動について講演した。

また、カナダにおいてボランティア活動を日常的なプログラムとして学校生活に取り込んできたことなども報告。さらには、毎年500校の中高生約3万人を集め、多くの著名人たちと「世界を変えていけると信じている」といったメッセージを伝えるイベントを開催していることも明かした。このイベントの様子が映像で流れ、そこには世界の問題に目を向け、この社会を変えていく活動へと挑戦していこうとする多くの若者の活気が映し出された。

さらに、自分中心の発想をやめるMeと自分自身を含むみんなの視点Weでものごとを考える「Me to We」という発想と、その「Me to We」を実行できる具体的なアクションをクレイグがまとめた『世界を変える！みんなの力 Me to We』の日本語版の出版も公開された。

当日の会場では、FTCJで活動をしている多くの高校生がスタッフとしてイベントを支えている姿が見られ、この10年

FTCJが歩んできた活動の一つのカタチを感じることもできた。今後、FTCJがこの10周年を機に、子どもが主体となって世界の子どもたちを支えあい、社会を変革していく素敵な活動がさらに発展していくことを期待していきたい。また、クレイグ氏の世界を舞台にした今後の活躍も大変楽しみである。

この日本で10年間続けられてきたFTCJの活動、FTC創立以来のクレイグ氏の取り組みなどからみられる、“子どもによる子どものため”の活動の理念とそのパワーが今後さまざまなところに波及していくことはとても意義深いものだと思う。そして、それを通して世界のなかで目を向けられる子ども、救われる子ども、権利が保障される子どもがふえていくこと、さらには活動していく子どもたち自身や、その子どもに接していく周りの子どもや大人がエンパワメントされ、さらなる子どもの力が引き出されていく社会になっていくことを願っている。

南雲 勇多（NCRC運営委員）

☆FTCJ20周年記念事業

クレイグ・キールバーガー来日イベント一覧

○2009年12月11日（金）クレイグ来日特別イベント

『子どもは世界を変えられるのか』

～カナダの活動家クレイグが語る～

○12月12日（土）FTCJ10周年特別イベント in 大阪

《1部》『世界を変えるソーシャルビジネス～クレイグと語ろう～』

《2部》『クレイグと学ぼう！世界を変えるため子どもだからできること』

○12月13日（日）FTCJ10周年特別イベント in 大阪

『私が変われば世界は変わる』

わたしたちの意見を聞いてほしい

—岩手県水沢地区・子どもの権利条約シンポジウム (2010.1.13) より

阿 部 花 音 (水沢高校1年)

私が日々思っていることを、経験も含めて伝えたいと思う。私が大人の方にお願いしたいことは、大きく分けて三つある。

ひとつは、もっと私たち子どもを信じて任せてほしいということだ。私たち子どもは大人に信じてもらえると頑張れるし、安心するし、「自分」というものの居場所を感じる。いろいろなことを任せてもらえると、責任感も強くなり、自分に自信が持てるのだ。

二つめは、私たちの意見を聞いてほしいし、私たちが意見を言える環境を作ってほしいということだ。前者のこととも関わってくるが、例えば学校で何かを決めるとき、もう少し自由に発言できる環境であってほしい。そして、私たち子どもの意見に耳を傾けて、要望などに応えてほしい。子どもたちの住みやすい環境というのは、子どもである私たちがよく分かっている。私は今まで決められた道を決められた通りに歩んできた。大人は偉いから逆らってはならないし、ただ従っていればいい子なのだと思っていた。それに、何か意見を言っても聞き入れてもらえないだろうと思っていた。しかし果たして、意見を口に出さないことがいいことなのだろうか。子どもの言うことはすべて我がままなのだろうか。子どもにだって根拠のある意見が言えると思う。では、大人に意見をうまく伝えられなくて行動で伝えてしまう子どもは悪い子なのか。非行に走る子どもが悪いのか。彼らは一番素直に生きている子どもではないか。私たち子どもは大人と比べたら経験も浅く、失敗も多いだろう。しかし、だからこそ、大人に話を聞いてもらいたい。信頼してもらいたいのだ。そうすれば、未成年の行動による訴えや、傷ついて自らを苦しめる子どもも減るのではないだろうか。

私の友達に、以前こんな子がいた。親が学校などにすぐ口出しするせいで、たくさんの友達からからかわれていた子だった。当時、私がその子と仲が良かったので、たくさん相談された。その子は、親のその行動を望んではないが、親は自分のためを思っていてしてくれていることだから文句も言えないと言っていた。今になって改めて考えると、その子のように悩んでいる子どもは少なくないのではないだろうか。みなさん大人にはもう一度自分の心に問いかけてもらいたい。あなたが今していることは、本当に子どものためかどうか。子どもの立場になって考えてほしい。そして、子どもの意見に敏感かつ忠実であってほしい。

三つめは、私の体験談に基づくお願いである。私は小学校の頃に太っていた体型のことでいじめられた。先生に相談す

ると注意してくれたが、「ちくった」ということで更に悪化した。そこで母に相談したら、「やせて見返してやれ」とか「気にしないの。強気、強気」「泣かないの」という言葉が返ってきただけで、直接関わることはなかった。当時は、「こんなに苦しいのに、どうして助けてくれないの」と思っていたけれど、今思えばそれが最善の対応であったと思う。私を一番に考えてくれた親心だった。止められなくてはならない程のいじめは助けなければならないが、私が受けていたものはもっと軽く、からかいに近いものであったと思う。もし、そこで母が間に入ってきていたのなら、もっとひどくなっていただろうと思う。だから深入りせずに言葉のみで励ましてくれたのである。私はそんな母のおかげで、少しずつ痩せることもできたし、強くなれ、いじめられなくなったのだ。そして、今ここに自分がある。あの時の母の判断は、やはり経験の深い大人がそれを生かしてとってくれた判断であると確信している。私にはそんな母がいた。私を一番に考えてくれる人。そこは、居心地がいい場所である。はたして、日本中・世界中の子どもには、そんな大人がいるのだろうか。安らぎの場所が存在しているのだろうか。一人の子どもに一人でもそんな大人がいてほしい。これを聞いている大人の方々にはそんな大人であってほしい。それが三つめのお願いである。

子どもは大人の小道具ではない。人間であり、人権がある。子どもは大人を信じている。だから私たち子どもを一人の人間として見て、自由な発想や意見を認めてほしい。また、私たちの自主性を大切にしてほしい。それが私たち子どもの頑張る糧になるから。そして導いてほしい。助けてほしい。一番はやはり愛がほしい。それがかなえられたとき、子どもは本当の幸せを知ることができるのだと思う。私は幸せである。幸せを知っている。だから、私は私が願う大人になりたい。きちんと伝えていきたい。

最後になったが、「子どもの権利条約」について学べたことを光榮に思っている。自分の理想の大人がはっきり見えた。だから、もっとたくさんの人に知ってもらいたい。私から、そしてあなたから、広めていけたら、たくさんの幸せがあふれる日も遠くないだろう。

子どもの自己肯定感を高めていくために

—三重県「子どもの権利フォーラム」の開催

●子ども会議・テーマ『自分を大切に』 ………子どもの声………

■草深 義宗（高校3年生）

僕はアンケート調査を行い結果を分析していく中で気がつく事の出来た問題がありました。それは自分自身の考えや想いを「嫌われたくない」「KYになりたくない」という理由で押し殺している仲間達（子ども）が多いという現実でした。我慢というのはとても苦しい事のはず。しかし、それが「あたりまえ」という世界になっている。なぜ自分を押し殺す事があたりまえなんだろう！僕はとても悲しく感じました。

本当の意味で、相手を想える人や空気を読み行動できる人は凄いのかもしれない。でも、まずは自分を大切にしてほしい。厳しく言えば自分自身の想いを大切にできない人は他人の想いも大切にはできるはずがないとも思うからです。

皆さんはどう感じられますか？

こんな世界にしてしまった原因は沢山あると思います。でも僕が今できる事って何だろう？そう考えるようになりました。そこで、まずは僕自身が自分を大切にしたい。沢山の人の想いを伝えていこうと心に決め生活するようになりました。そうする事で沢山の人の心にとって気がついたキッカケに、そして環境を変えたキッカケにもなれたらと思います。

■一木 譲（高校3年生）

この活動を通して、僕は「自分自身」について自信が持てるようになりました。僕は昔から自分自身に自信がなく、少しでも自分を変えられたらという思いで始めたことは空回りしたり、人の目につく対象になったりでありあまり自信を持てずにいました。

そんなある日、僕は先輩に誘われ、人権活動を始めました。そこで出会った仲間たちのお陰で自分自身について見つめ直せるようになりました。そして、その人権活動がきっかけでこの自己肯定アンケートの実行委員の存在を知り、さらに仲間を増やしたいと思ったので参加しました。

回を重ねる内に仲間同士で打ち解け、お互いについて話し、自分自身について考える事が出来ました。今まで様々な人に短所を直せだとか、長所を伸ばせと言われてきましたがこの活動で一つの答えを教えてもらったような気がします。それは「自分自身は自分以外の誰でもないのだから誰かに何と言われようと自分自身を認めてあげよう。そして、そんな自分自身に自信を持とう。」と。

●マタニティフェスティバルの開催について

田部 眞樹子（マタニティフェスティバル実行委員長）

日本の子どもの自己肯定感の低さの問題は、叫ばれ続けて久しくなります。私もチャイルドラインに寄せられる三重県の子どもの声の分析でその現実を突きつけられた時、大きなショックを受けました。そして内容が同じでも、何故か今後のことが気懸かりな子どもと大丈夫と思える子どもとがいて、10年近く前は支え手でもあった私の心は「？・？」で一杯になっていきました。今回のフォーラムの原点です。

子どもの声の「？」から学びが始まって、行き着いた先が私も娘との関係で体験済みの愛着形成でした。当時理論構築をするまでもなく、ごく自然に当たり前にしてきたことが今、あえて学びの場を必要とする。子どもが育つ社会状況の変化を更に深く実感していくことになります。

核家族化、地域社会の崩壊、失われた遊び、少子化etc 要因を挙げれば数限りなく、それらをひと言でまとめれば「子育て文化」の継承が途絶えてしまったこと。かつてはあった「子育て」の現場が、失われてしまったこと。

言葉かけやほほえみ、やさしく抱きしめてくれる腕に身をゆだねる安心を得て、自分は必要とされている大事な存在なのだと思いは感じ取られる。そして自己と他者への信頼感が育まれて、自己肯定感の土台になっていく。

土台が形成される0才～25ヶ月の重要な時期に、そして更にその前のマタニティに焦点を当てるフォーラムの実現は、思わぬところからやってきました。津市の次世代育成支援後期行動計画作成のための準備会の席で一人の委員からマタニティフェスという言葉が発信され、やろう！と盛り上がりてしまいました。三重県でする以上コンセプトは当然「子どもの権利」。他で行われたものとは一線を画しました。

新生児周産期医療の権威である仁志田博司先生の基調講演、そして自己肯定で馴染み深い明橋大二先生の講演を二本の柱にして、多彩なプログラムで1200人以上の参加者を得ています。

いいお産グループ及び子育て子育てグループのプログラムは、学校や地域への広がりへの兆しすでにあります。又、子ども参画グループで高校生たちが取り組んだ自己肯定アンケートは、県内の小中高校で2万2千件を超え、子ども会議の取り組みと合わせて今後市町の子どもの権利条例づくりに生かされていく予定です。

子どもの声の導きによる気づきを、フォーラムというかたちみんなの力で結実させ、今後に繋げることができました。気づかせてくれた子どもたちに、創り上げたすべての方々に拍手！そして感謝です。

おとなの壮大な冒険遊び

—羽根木プレーパーク30周年創成秘話

天 野 秀 昭 (プレーパークせたがや 理事)

1975年、まだ幼い二人の子どもを育てていた大村虔一・璋子夫妻は、わが子の遊ぶ様子が自分たちの遊んだ頃と随分違うことに疑問を持った。「子どもの遊ぶ環境がおかしくなっているのではないか」。そう考えていた時『都市の遊び場』(アレン・オブ・ハートウッド/鹿島出版)という一冊の本と出合う。イギリスの冒険遊び場を記録したその本を翻訳し、夫妻はこうした環境こそが日本の子どもに必要であることを確信した。そして、実際にイギリスを始めとするヨーロッパ数カ国の冒険遊び場を巡り、その現場をスライドに収め、自宅近くの様々なところで上映会を行った。そこに映し出された風景は、それまで見慣れた完成された遊び場とは全く違っていた。全てが手づくりで、火、土、水、泥、のこぎり、かなづち、ナイフ、ペンキ、ロープ、廃材、廃物、そして動物たち、そんなもので溢れていた。その映像に大きな衝撃を受けた住民たちは、自分たちでも遊び場をつろうと『遊ぼう会』を結成した。そして手がけたのが、世田谷区経堂の緑道予定地の一角を利用した『こども天国』だった。

2年間、夏休みだけ開催され、その後、緑道整備に入るため『こども天国』は閉鎖となった。しかし、この取り組みは子どもから絶大な支持を受けた。「やめないで!」。子どもたちは親たちを説得した。それを受け、住民は再チャレンジを決意。場所を改め、次の遊び場づくりが始まった。『桜丘冒険遊び場』と命名したこの遊び場は、1977年7月から15ヶ月間、しかも毎日開催するという壮大な実践となった。

一方、世田谷区公園課の係長である本田三郎氏は、都内でも有数の児童公園の研究者だった。氏はヨーロッパの冒険遊び場の動きをつかんでおり、自身が在職中に何とかそれが実現できないものかと考えていた。『国際遊び場協会』(当時/現『子どもの遊ぶ権利のための国際協会』/略称『I P A』)の世界大会に出席した本田氏は、そこで大村夫妻と出会うことになる。なんと、世田谷区民と世田谷区職員がカナダで出会ったのである! そして、この出会いが日本で初めての常設の冒険遊び場『羽根木プレーパーク』誕生へと導いていく。

国際児童年となる1979年、その記念事業をどうするか世田谷区は決めかねていた。本田氏は大村夫妻に耳打ちした。「名乗りを上げたらどうか。本気でやるなら僕が庁内を調整する」。そして、本田氏の決意に動かされた国際児童年担当課の児童課副主幹官である峯元啓光氏が決断を下し、ここに『羽根木プレーパーク』の実施が決まった。しかも、官が場所と最低限の運営資金を確保し、民が責任を持って日々の運営に当た

るという、当時としてはこれも前代未聞の官民協働の運営方式を採用した。しかし、この時点では国際児童年限りの事業として位置づけられており、児童年終了と共に閉鎖される予定だった。

国際児童年以降も試験的に実施する。これが決まったのは早かった。30年前には既に言われていた「最近の子どもは遊べない」、その現代っ子がこんなにも遊ぶのか。プレーパークで遊ぶ子どもの姿を見た役所の関係者は、目を見張った。最も心配していた事故もめったに起こらず、また起きて住民が的確に対応する。これも、役所が思ってもみないことだった。住民が運営に当たったことで同規模の施設運営にかかる予算規模からすれば大変な低コストだったし、日本で初めての公設の冒険遊び場はマスコミの話題も大いに呼んだ。79年度は、夏休み冬休みなどの学校の長期休業時には毎日開園したが、日常的には土日だけの開催だった。遊びは日常のものなのだから翌年度継続するなら日常開園を目指そうと、80年には、この年から始まった『1年間青年ボランティア長期派遣計画(通称V365)』からのボランティア受入れを決定。これを常駐者として配置し、毎日の開園を実現した。

実はこの時のV365が、僕である。1年の活動終了後、まだやりたいことがあるという僕の意志を受け、住民たちは署名運動を展開した。2週間で何と5千人もの署名を集めた住民は、それを区に提出。区は、もう一箇所プレーパークを増やすとの新たな計画を打ち出し、そこに中心的に関わる役割も付加し、日本で初めての職業人としてのプレーリーダーが誕生した。

プレーパークの誕生は、初めてのことであった。それを中心で推進したのは親を始めとした住民たちだが、その力の源となったのは子どもたちだった。生き生きと遊ぶ子どもの姿や意見が住民を動かし、それが役所を動かしたのだ。その証がある。それは、5千人の署名のうち2千人が子どもだったことだ。僕がプロとなった後「誰のおかげでここにいられるか知ってるか」と、僕に胸を張る子どもがたくさんいた。そのたびぼくが頭を下げたのは、言うまでもない。

*我が地域にも冒険遊び場を、との動きは全国に広がり、活動団体は240を超えている。

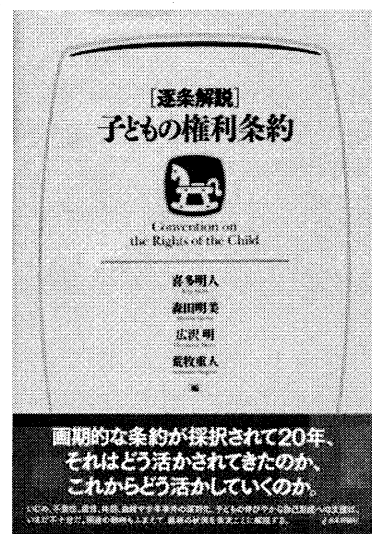
逐条解説 子どもの権利条約

編者 喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人

出版社 日本評論社／2009年12月刊行

定価 2400円

目次 part I	総論 子どもの権利条約のいま	
	子どもの権利条約の成立・内容・実施	荒牧重人
	子どもの権利条約と子どもの現場、NPO、自治体	喜多明人
	福祉分野における条約の実施	森田明美
	教育分野における条約の実施	広沢 明
	少年司法分野における条約の実施	津田玄児
part II	逐条解説・子どもの権利条約 第1条～第54条	
part III	資料編	



子どもたちの置かれている厳しい現実を、改めて突きつけられた思いだ。part1で、条約の成立、子どもの現場と支援の取り組みや、福祉、教育、少年司法の各分野ごとに状況を示し、part2で条約を項目ごとに「読み解く」こと、「活かす」ことで立体化させている。part3は資料編で、政府訳の条約ほか、国連子どもの権利委員会（条約実施の監視機関）の2回までの総括所見も含まれる。

子どもの権利委員会の懸念、勧告や日本政府の報告を通して浮き彫りになるのは、成熟していない民主主義社会である。

私たちの生活は忙しく、フラットとはいえない人間関係や同調圧力がそこそこに存在しているため、相手に敬意を払いながら向き合うことが習慣になっていない。個として大切にされた経験が少ない人たちが構成員の社会では、遅く生まれてきた人に歪みが出ることはあっても、彼らを尊重する姿勢はなかなか持ちえないだろう。その権利のため周りのおとなに責務が生じると実感するなどは、またその先だ。そうし

たことを逆に考えさせられた。

条約の制定過程での主な議論や、国際的に監視する仕組みの設置などについて触れたpart2の2部3部も、大変興味深い。民主的で公正な社会を持続させるのは、人類の不断の努力の積み上げの結果なのだと思います。そしてこうした国際基準を知することは、政府やメディアが十分に機能していない中、市民一人ひとりがまっとうな感覚を持つためにも大切だと感じる。「権利基盤型アプローチ」は、福祉の考え方ではない画期的な捉え方で、随所に散りばめられているが、もう少し詳しく知りたいと感じた。

今日、西欧先進国での子育てや教育・社会を紹介する出版物等のメディアで、その国での取り組みの一部を気軽に知ることができるが、本著を一読しておく、それらのバックボーンが、どれも子どもの権利条約とつながっていることがよく見えてくる。議員やメディア関係者にも、ぜひ読んでもらいたい一冊である。

菊川 佳代(5歳児の母)

編集後記

昨年ある自治体で「子どもの権利条例」の講演をしていた時に、控室で自治体の管理職に何気なく、「今度ようやく、子どもの権利条約の理念に依拠した施策を推進することを明記した法律ができますよ」と雑談で話題にしたところ、一瞬顔色が変わり、「えっ…」と言った後、満面の笑みを浮かべて、「それはよかった。本当にうれしいニュースです」と取り巻いていた職員が明るい雰囲気になっていたことを思い出す。

今回の特集は「政権交代後の子どもの権利条約の動き」を特集してみました。これまで、条約の普及や実施については主に地方公共団体や民間、市民活動中心であって、国の動きはほとんど見られませんでした。それが、最近積極的に子どもの権利条約を生かそうという政府の動きが見られます。今号で紹介した子ども・若者育成支援推進法の「子ども・若者ビジョン」の動きや少子化社会対策基本法に依拠した「子ども・子育てビジョン」、そして今年5月27-28日にジュネーブで審査される日本政府第三回報告についても政権交代後の政府が「追加情報」を出す動きもあります。明らかに「子どもの権利条約の風」が国レベルに吹き始めています。この千載一遇のチャンスを逃すことなく、条約を国レベルで定着させることが、地域・自治体、市民の活動をどれほど励ますことになるか、思わず力が入る今日この頃です。

(A・K)

「子どもの権利条約」No.99

2010年3月15日発行

★発行 (季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント